

議案第 6 7 号

羽生市附属機関設置条例の一部を改正する条例

羽生市附属機関設置条例（令和 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第 2 条、第 3 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条関係）			
執行機関	附属機関	担任事項	委員の定数	執行機関	附属機関	担任事項	委員の定数
市長	(略)	(略)	(略)	市長	(略)	(略)	(略)
教育委員会	羽生市立学校適正規模審議会	市立の小・中学校の規模の適正化、学校規模適正化の年次計画等についての調査及び審議	25人以内	教育委員会	羽生市立学校適正規模審議会	市立の小・中学校の規模の適正化、学校規模適正化の年次計画等についての調査及び審議	15人以内
	羽生市教育振興基本計画策定会議～羽生市永明寺古墳魅力づくり審議会	(略)	(略)		羽生市教育振興基本計画策定会議～羽生市永明寺古墳魅力づくり審議会	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月28日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明